

柏 原 市 農 業 委 員 会

令 和 8 年 3 月 定 例 農 業 委 員 会 議 事 録

令和8年3月4日

柏 原 市 農 業 委 員 会

日 時 令和8年3月4日(水) 午後1時30分～

場 所 柏原市役所 4階 中会議室

出席者・欠席者の状況

出席者 15名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員2名)

【農業委員】

(出席○・欠席ー)

1番	田中 数雄	○	8番	益池 智子	○
2番	田中 幸一	○	9番	金田 順一	○
3番	川口 智司	○	10番	東部 孝久	○
4番	山下 隆紀	○	11番	森口 忍	○
5番	田中 圭作	○	12番	間下 全朗	○
6番	奥野 富康	○	13番	新屋 広子	○
7番	横尾 政広	ー	14番	乾 一	○

【農地利用最適化推進委員】

15番	巳波 生治	ー	17番	青山 浩二	ー
16番	森田 義彦	○	18番	森岡 稔	○

事務局出席職

局長 北井 潤一  
参事 堅木 康弘  
主査 山本 昌弘  
松浦 有希子  
米澤 直子

配布物

・農業時報

## 議 事 日 程

### (報告事案)

農地法第5条第1項第6号の規定による届出報告 4件

旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の変更について（期間延長）  
1件

### (その他)

#### 事務局からの連絡事項

- ・ 来期の農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集経過について
- ・ 農地パトロール訪問について
- ・ 農業時報

局 長 あいさつ

会 長 あいさつ

(柏原市農業委員会会議規則第5条第1項の規定により会長が議長の席につく)

議 長 現在、過半数の委員さんが出席されていますので、柏原市農業委員会  
会議規則第8条の規定により、3月定例農業委員会が成立しているも  
のと認め、ただいまより会議を開催します。  
初めに、本日の議事録署名者を選出したいと思いますが、署名者につ  
きましては、私の方より指名させていただいてよろしいですか、お諮  
りします。

(異議等無し)

議 長 ただいま、異議無しの声がありましたので、本日の議事録署名者を  
金田委員 と 東部委員にお願いします。  
委員の異議はございませんでしょうか。

(異議等無し)

議 長 異議がないようですので、議案書のとおり議事を進行することといた  
します。  
それでは、報告案件「農地法第5条第1項第6号の規定による届出報  
告」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。なお、本件につきましては、法  
令で定めるところ、すでに専決規程により処理済みでございます。  
議案書の2ページをご覧ください。受付番号1から3は、隣接する農  
地となり、場所は、旭ヶ丘一丁目会館北側に位置しております。地図  
と写真は1をご覧ください。  
受付番号1 (届出人の氏名等を説明)。  
こちらは、土地の境界線の誤認により自身の所有地として利用してい  
たもので、このたび、隣地との境界を確定し、分筆を行なったところ  
です。転用届が提出されておりましたので、今回、始末書付き  
で届出がされております。  
つづきまして、受付番号2 (届出人の氏名等を説明)。

届出地は、居宅建築を転用目的としており、平成19年に相続した当初より擁壁のみ設置されている状態であったため、始末書付きで届出がされております。

つづきまして、受付番号3（届出人の氏名等を説明）。

届出地は、居宅敷地の一部を転用目的としており、受付番号2と同じく、擁壁のみ設置されている状態であったため、始末書付きで届出がされております。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいまの説明につきまして、地元の委員様は何かご意見等ございませんか。

（意見等無し）

議 長 他の委員様は、何かご意見等はございませんか。

（意見等無し）

議 長 つづきまして、受付番号4について、事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号4についてご説明いたします。なお、本件につきましては、法令で定めるところ、すでに専決規程により処理済みでございます。議案書3ページをご覧ください。地図と写真は2をご覧ください。受付番号4（届出人の氏名等を説明）。場所は、国分神社東側約100メートルの国分市場1丁目に位置しております。届出地は、露天資材置場を転用目的としています。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいまの説明につきまして、地元の委員様は何かご意見等ございませんか。

（地元委員意見等無し）

議 長 他の委員様は、何かご意見等はございませんか。

間下委員 露天資材置場を転用目的とされていますが、具体的にどのような職業で使用される予定ですか。

- 金田委員 建設関係の仕事をされている方だと思います。
- 議 長 他にご意見がないようですので、続きまして、報告案件「旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の変更について」事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは、説明させていただきます。なお、説明につきましては、所管部署が産業振興課でありますので、兼務しております農業委員会事務局からさせていただきます。
- 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画で定められた貸借期間の延長については、貸借契約の期間中であれば、当事者（貸し手、借り手及び市町村）が協議していれば、再度、農用地利用集積計画を定めて公告する必要はありません。よって、農業委員会へは報告として対応しております。
- 議案書の4ページをご覧ください。地図と写真は3をご覧ください。受付番号5（被設定人の氏名等を説明）。
- 場所は、龍田古道里山公園西側約350メートルの大字雁多尾畑に位置しております。本件は、使用貸借で令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間で契約をしておりましたが、令和7年2月26日に双方合意し、市に対して、令和13年3月31日まで期間延長の申し出がございましたため、報告いたします。事務局からの説明は以上です。
- 議 長 ただいまの説明につきまして、地元の委員様は何かご意見等ございませんか。
- （地元委員意見等無し）
- 議 長 他の委員様は、何かご意見等はございませんか。
- （意見等無し）
- 議 長 ご意見がないようですので、事務局より連絡事項等お願いいたします。
- 事 務 局 はい、事務局より連絡いたします。
- 来期の農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集経過について、お知らせいたします。

農業委員会委員について、推薦を受けた者は11人、応募した者は3人、の計14人、農地利用最適化推進委員について、推薦を受けた者は2人、応募した者は2人の計4人です。

次に農地パトロールの訪問について、ご連絡いたします。

農地パトロールで文書を送付したが、連絡がなかった農地や対応ができていない農地について、再度委員様と現場確認をさせていただきます。また、必要であれば、所有者が柏原市内在住の場合は、現場確認後に所有者宅への訪問を行います。所有者が柏原市外在住の場合は、再度文書送付で対応を考えております。農地パトロール訪問日程表を郵送させていただき、一部、日程調整が必要となっておりますので、後程お声がけさせていただきます。委員の皆様にはお忙しいところ恐れ入りますが、ご協力の程よろしく願いいたします。

最後に、農業時報をテーブルに置いておりますのでお持ち帰りいただき、活動報告につきましては、テーブルにおいてお帰り下さい。

事務局からは以上です。

議長 ありがとうございます。最後に、委員の皆様、質問・連絡等何かございましたらお願いいたします。

乾委員 農地パトロールの件ですが、パトロールの結果、文書を送付して対応ができていない農地について、再度訪問するというのは法的に決まっているのでしょうか。

事務局 間下委員やその他の委員さまからも、農地パトロールを行なって、文書を送付しても対応せずに放置されている農地に対して、何か改善方法はないのかというご意見を頂きました。それをもちまして、その翌月の定例会で、これまでは事務局で追跡していましたが、委員の皆様も一緒に訪問してもらうのはどうかとご提案したところ、委員の皆様より意義なくご了承いただきましたので、今回この流れで進めさせていただいているところです。

乾委員 年度末の忙しい時に、日程が入っていることもあるし、もし訪問して会えなかったら、また日を改めて訪問することになるのか。

事務局 改善されていないところについては、一步踏み込んだ形で取り組んでいきたいと思っています。今回の結果を踏まえて、次の段階について

は、委員の皆様にご意見をいただきながら、どのような方法にするか考えていきたいと思っておりますので、また、ご協力お願いします。

森田委員 法的手段は？

事務局 改善されない場合、最終、非農地判断という制度があります。木が生い茂って農地の様相を呈していないような状態までいくと、農業委員さん3名以上の方と確認して、非農地判断をするということになる。ただ、今回のケースは、草を刈ったりすることで農地として再開できるようなケースであるため、農地としてきちんと管理して頂くようお願いすることとなります。

間下委員 やり方色々あると思いますが、文書送ったあと、事務局が現場で確認されると思いますが、その時に写真を撮ってもらって、スライドで確認する方法もあると思う。わざわざ農業委員が現場に行かなくても、農業委員会全体で問題を共有するという形で、ここでスライド確認して、最終的に、現場に行かないといけないという判断であれば、所有者を訪問するという事もできるかと思いますが・・・今回初めての試みなので、どのような方法がいいんですかね。

事務局 現場確認した後、そのまま所有者さんを訪問するという事を想定していましたが、お忙しい時期ということもありますので、事務局でまわって報告するという形をとる方がよいのか、みなさんで合意頂ければと思います。

乾委員 われわれの権限はどこまであるのか。告知するだけなのか。書面を送っているだけなのであれば、会う会わないと全然違うので・・・。われわれに権限ないのに訪問してびっくりされると困る。

事務局 農業委員さんとしては農地を適正に管理して頂くための地域の活動としての権限はあります。ただ、訪問する前に、もう一度現場を確認した上で所有者を訪問した方がよいかと事務局では思っておりましたが、今回一度ご協力いただいて現場を確認していただいた方がよいのか、事務局がまわった方がよいのか。どうさせていただきますでしょうか。

田中数雄 これまで、ずっと所有者を訪問するという趣旨で進めてきたのに、急

会長代理  に 変えるのはおかしい。そのとおりに一旦やってみて、所有者に会えないこともあるかと思 います。パトロールという表現がちょっとややこしいのかもしれない。再確認の訪問をするということが趣旨であるので、土壇場で変えるのはおかしいと思う。現場見て、家を訪問して、乾さんが言うようにびっくりされるかもしれないけど、きちんと農業委員会としての意思表示をしないと、なにも変わらない。やってみて批判があるかもしれないけれど、また反省会をして、次回のパトロールにつなげるようにしてはどうでしょうか。あまりに事務局に振りすぎると意味がない。

乾 委 員  任期中だからということもあるのか。

事 務 局  課題として11月までに回って、年末までの連絡をもらえたところ等、パトロールの結果を1月にご報告させていただきましたが、このままでいいのかというご意見をいただいた。その後、2月にご提案させていただいてご了承いただいたことから、今回、日程をご提示させていただいた。今回ご協力をいただけるのであれば、次回以降どうするかは、今回の試みで改善していければと思います。われわれとしてはご協力いただければ非常にありがたいのですが、いかがでしょうか。

山下委員  みんなで日程調整もしたし、訪問するという文書を所有者に送っておいて、現場に、所有者も来てもらうことはどうでしょうか。文書を送付しても、来られない方は来られないかと思いますが、文書を送って、現場で会えればそこで話が終わる。いきなり家まで行って・・・となると、委員さんも、村中から出てるので言いにくいところもあるかもしれない。わざわざ家まで行くより、現場で話し合った方が、角が立ちにくいのではないのでしょうか。

事 務 局  今、3つご意見がありまして、1つ目は、提示させていただいた通りで、2つ目は、現地確認を事務局が出向いて、後日、現地を訪問するというもの、3つ目は、現地に所有者が来てもらうように事前に文書を送付する。みなさん、どうでしょうか。

乾 委 員  せつかく時間を割いて回るのであれば、すべて結果でないとしても、相手に告知して、理解してもらおうというようにしないと、成果は何もない。現地を見に行つて、文書で送っているだけなら同じことになる。ただ、近所の人だから言いにくいところもあるとは思いますが・・・。

事務局 それでは、文書を送付して、所有者さんに現地確認に立ち会うよう依頼する方向でよろしいでしょうか。

間下委員 いろいろ試してみましよう。

山下委員 所有者が来られない場合はリスト化して記録していけばいいと思う。

事務局 それでは、送付する方向で対応させていただきます。

間下委員 実績づくりして、また検討して、来年は別の方法でもやっていけたらと思う。

議長 それでは、これで本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なる審議をいただき有り難うございました。

議長 それでは、閉会にあたりまして一言、田中圭作会長代理よりお願いします。

田中圭作  
会長代理 委員の皆様におかれましては、お忙しい中、慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。  
次回の農業委員会は、令和8年4月9日（木）午後1時30分から市役所4階大会議室にて開催させていただく予定となっております。  
これをもちまして、3月定例農業委員会を終了致します。  
ありがとうございました。

閉 会 午 後 2 時 3 分

本会議顛末を記載し相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 川口 智司

議事録署名者 金田 順一

議事録署名者 東部 孝久